

第401号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
 発行人 松村光惟  
 編集人 松村光惟  
 大阪市西区新町1丁目5-7  
 四つ橋ビル  
 TEL (531) 9717・5910  
 定価 1部 60円

## 危険物政省令の一部改正 保安講習、3年ごとに

自治省消防庁では、危険物に関する政省令の一部を、3月31日、4月20日付で改正した。

今回の改正のポイントは、給油取扱所が主体で、一部岩盤タンク、地下タンクの技術基準と、保安講習受講期限の短縮である。

給油取扱所は別掲のとおり大幅に改正されたが、なかでも事務所内での販売商品、サービスの自由化により、従前と較べ危険要素が増加し、安全確保のためには危険物取扱者の責務が大きくなつた。また、最近の危険物関係技術は高度化し、危険物施設の事故をみても、ヒューマンエラーが数多く指摘され、危険物取扱者等の人為的なミスの占める率が高まるとともに、行革に伴う施設の構造設備変更時の手続簡素化で、いわゆる軽微な変更届制度により、設備の維持管理が大幅に事業所サイドに委ねられた結果、ますます危険物取扱者の役割が大きくなつた。そこで今まで以上に危険物取扱者の教育、資質の向上が要求され、保安講習の受講期限が3年に短縮された。

## 61年度懸賞論文入選決まる

大阪府危険物安全協会では「昭和61年度 危険物安全管理について」の論文を募集していたが、府下各事業所から第1部(製造、取扱い部門)8点、第2部(貯蔵、流通販売部門)5点、第3部(その他部門)3点の計16点の応募があり、慎重に審査の結果、優良賞に多和氏外2名、佳作に百田氏外4名が入選した。

### 第1部(製造、取扱い部門)

#### 優良賞

「危険物保安監督者となって」

多和良太(大日本インキ化学工業㈱吹田工場)  
「職場の安全防災活動」

中村明道(日本触媒化学工業㈱吹田製造所)

#### 佳作

「新しい危険物設備の導入と管理」

百田邦堯(森田化学工業㈱研究開発部)

「危険物に対する気配りの安全活動」

石丸守(大日本インキ化学工業㈱吹田工場)

### 第2部(貯蔵、流通、販売部門)

#### 優良賞

「安全が仕事の中心であるためには」

山本義雄(関西石油輸送㈱大阪支店)

#### 佳作

「危険物の安全管理について」

山本信一(中谷石油㈱阪神業務部)

「環境を先取りした危険物取扱者の安全管理」

湯川徳弘(コスモ石油㈱堺油槽所)

### 第3部(その他)

#### 佳作

「我が事業場の防災活動」

山岡博(三洋電機㈱映像事業本部 住道管理センター)

## 昭和62年度保安講習

給油所講習など府下27会場で

大阪府昭和62年度危険物保安講習は一部業種別講習を導入して6月23日茨木会場を皮切りに都合27会場で実施する

本年度は、従前の堺、泉北コンビナート地区及びタンクローリー乗務員講習に加えて、大阪市内、堺市内で給油取扱所従業員講習会場3ヶ所を設け開催する。とくにローリー関係、SS関係の特定講習受講希望者は、申込書にそのむね付記されたい。

## 大阪府生活環境部長に谷川氏

大阪府人事異動

▷生活環境部長 谷川秀善 ▷民生部長 仁賀奈裕吉(前生環部長) ▷消防防災課長 安部四郎 ▷看護短大事務局長 南敏夫(前防災課長)

## 給油取扱所の基準に係る

### 運用の指針 (62.4.28 消防庁)

#### 第1 総括的事項

給油取扱所に関する今回の危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）の改正は、最近における火災及び事故の状況、防災に関する技術の向上その他社会経済情勢の変化等にかんがみ、所要の安全対策を講じつつ、給油取扱所における業務範囲の拡大を図ることを主たる内容としているものであるが、これらの改正に伴い、給油取扱所においては、従来以上に人の出入りが増加するものと考えられるので、次の事項に留意のうえ、一層の安全対策の徹底を図られたいこと。

- 1 今回の改正により、給油取扱所出入する人の把握、誘導等に関し、危険物取扱者等の従業員の役割が従来以上に重要なことからかんがみ、危険物取扱者については、法定講習の受講の徹底を図るとともに、給油取扱所の従業員を消防本部、地区危険物安全協会等が主催する研修会に参加させる等、安全教育の強化が図られるよう指導すること。
- 2 給油取扱所の地下タンク及び地下埋設配管の定期点検については、「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導方針について」（昭和62年3月31日付け消防危第23号消防庁危険物規制課長通知）により、その適正かつ確実な実施を図ること。
- 3 給油取扱所において、今回の改正の範囲を超えるような業務を行っている等、技術上の基準等に違反していると認められる場合には、所定の手続きにより適切な違反

処理を行うとともに、特異な又は悪質な事例については当庁に報告されたいこと。

#### 第2 給油取扱所の定義に関する事項

給油取扱所の定義として、固定した給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所に加えて、当該取扱所において併せて灯油を容器に詰め替えるため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含むものとされた（令第3条第1号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

##### 1 給油取扱所の取扱最大数量

今回の改正により、給油取扱所は危険物の給油及び灯油の詰替えの両方を目的とする取扱所を含むこととなるが、給油取扱所における取扱最大数量は、専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクの容量の合計により算定してさしつかえないものであること。

なお、給油取扱所における危険物の給油及び灯油の詰替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いについては、従来どおり、貯蔵所又は取扱所の区分に応じた貯蔵又は取扱いごとにそれぞれ指定数量未満である場合に限り認められるものである。例えば、給油取扱所において、1日に指定数量以上の危険物を容器入りのままで販売した場合には消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項違反を構成するものであること。ただし、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜取りを行うこと及び灯油用固定注油設備から指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク車（十分な安全対策が確保されていると認められる場合については、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所）に詰替えを行うことは支障がないものとして取り扱うこと。

また、給油取扱所においては、このようないくつかんがみ、容器内にある危険物（灯油を含む。）の数量の合計を常時指定数量未満とするとともに、令第17条第1項第15号に規定する給油所の取扱業務を行うために必要な設備（以

## 消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を  
提供する防災のプロフェッショナルです。**

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目23番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

下「附隨設備」という。)等に収納されている危険物の数量の合計(専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンク並びに固定給油設備及び灯油用固定注油設備内にある危険物並びに容器内にある危険物以外の危険物の数量の合計)を常時指定数量未満とする必要があるものであり、規則第25条の5第3項の規定は、この趣旨を確認するものであることに留意されたいこと。

## 2 従来の灯油専用一般取扱所の取扱い

この政令の施行の際、現に改正前の令第3条第1号の給油取扱所として許可を受けている取扱所(以下「既設の給油取扱所」という。)が、「灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について」(昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号消防庁予防課長通知)により同条第4号の一般取扱所として許可を受けている取扱所に接している場合において、改正後の令第3条第1号の規定に該当するすることとなるものは、同号の給油取扱所として許可を受けたものとみなすこととされていること。(改正令附則第2項前段)したがって、従来の灯油専用の一般取扱所として許可を受けている部分については、変更許可を要する変更工事等を行わない限り、今回の改正に伴う特段の手続きは要しないものであること。

なお、給油取扱所においては、灯油用固定注油設備に接続するタンクは、専用タンク以外認められないこととなるものである(令第17条第1項第5号)が、既設の給油取扱所に接する灯油専用の一般取扱所について灯油用固定注油設備に接続するタンクとして簡易タンクが用いられている場合には、当該一般取扱所を給油取扱所に含むこととしたうえで簡易タンクの使用を認めてさしつかえないものであること。(改正令附則第2項後段)また、既設の給油取扱所に接する灯油専用の一般取扱所について灯油の保有を油庫において行っている場合(油庫内に灯油用固定注油設備を設ける場合を除く。)には、現に設置されているものに限り、第6の(3)により廃止される従来の例により、一般取

扱所として令第23条の規定を適用して処理するものとすること。これらの場合においては、給油取扱所の位置、構造又は設備の変更に際し、あわせて簡易タンク又は油庫による灯油の保有から専用タンクによる灯油の保有に切り替えるよう指導すること。

## 第3 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

### 1 専用タンク及び廃油タンク等

今回の改正により、固定給油設備に接続する専用タンクのほかに、灯油用固定注油設備に接続する専用タンク並びに廃油タンク等を地盤面下に埋没して設けることができるところとともに、専用タンクの容量の上限が1万リットルから3万リットルに引き上げられ、廃油タンク等の容量の上限が1万リットルとされた(令第17条第1項第5号)が、この改正については次の事項に留意されたいこと。

(1) 容量が1万リットルを超える3万リットル以下の専用タンクを地盤面下に埋没して設ける場合は、令第13条第1号本文の規定により、タンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造とすること。(令第17条第1項第6号)この場合において、危険物の漏れを防止することができる構造とは、次のすべてに適合する構造であること。(規則第23条)

ア 当該タンクの上方については厚さ15センチメートル以上、側方及び下方については厚さ30センチメートル以上の適当な防水の措置を講じたコンクリートで被覆すること。

イ 当該タンクの外表面が規則第24条に定める方法で保護されていること。

ウ 当該タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ60センチメートル以上大きく、かつ、厚さ30センチメートル以上の鉄筋コンクリートのふたでおおわれていること。

エ ふたにかかる重量が直接当該タンクにかかる構

**てきおんくん**

天火御免の  
てきおんくん

●ランプが知らせる揚げごろ温度。●10℃まで温湿度表示。  
●ピンク・グリーン・ブルーの3色をご用意。  
●場所をとらない壁かけ式。●誰でも使える手軽です。

これが目に入らぬ!  
ひと目でわかる  
揚げごろ温度

油温表示機能付  
天火警報装置

てきおんくん

消防器・消防装備の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市細井町5-5 TEL 06-2015-1281㈹  
東京支社/東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL 03-434-4841  
大阪支社/大阪市西淀川区舟子1丁目5-47 TEL 06-473-4870  
営業所/東京・東京・北海道・仙台・新潟・埼玉・千葉・神奈川・  
大阪・名古屋・北陸・京都・岡山・広島・高松・松山・  
小倉・九州

造であること。

オ 当該タンクが堅固な基礎の上に固定されていること

- (2) 廃油タンク等は、専用タンクと同様、その位置、構造及び設備は地下貯蔵タンクの例によるものであること。

(令第17条第1項第6号)

- (3) 廃油タンク等とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいうものであること。(規則第25条)

- (4) 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができるものであること。

## 2 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造

固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造が定められた(令第17条第1項第7号及び規則25条の2)が、これらの規定の運用については別途通知する予定であること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないも



のについては、従前の例によるものであること。(改正規則附則第2項)

## 3 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の表示

固定給油設備及び灯油用固定注油設備には、次の表示をするものとされたこと。(令第17条第1項第7号の2及び規則第25条の3)

- ア 純油管又は注油管の直近の位置に表示すること。直近の位置とは、固定給油設備若しくは灯油用固定注油設備の本体(懸垂式のものにあっては、給油ホース設備の本体ケース)又は給油管若しくは注油管自体(ノズルの部分又はノズル直近の部分)をいうものであること。
- イ 取扱う危険物の品目を表示すること。品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることもさしつかえないものであること。

## 4 灯油用固定注油設備の離隔距離

今回の改正により、灯油用固定注油設備の離隔距離は、固定給油設備及び敷地境界線からの離隔距離を除き、固定給油設備の離隔距離に準じて設けることとされた(令第17条第1項第8号の2)が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 灯油用固定注油設備は、空地(令第17条第1項第1号に規定する間口10メートル以上、奥行6メートル以上の空地をいう。以下同じ。)外の場所に設けるとともに、固定給油設備及び道路境界線から4メートル以上、建築物の壁から2メートル以上(建築物の間口部のない壁からは1メートル以上)、敷地境界線から1メートル以上の間隔を保つこと。

なお、2以上の固定給油設備相互間又は灯油用固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。

- (2) 離隔距離は、灯油用固定注油設備の中心点までの距離とすること。ただし、懸垂式のもののうち注油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とすること。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

**安心小窓がついた  
モリタの消火器  
MADONNA**

火災警報装置(最高20万円まで)つき

森田ポンプ株式会社

本社/〒554 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351代  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川

(3) 既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。(改正令附則第2項後段)

#### 5 建築物の用途及び面積

今回の改正により、給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこととされ、このうち、係員以外の者が出入する建築物の部分の床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる面積以下としなければならないものとされた(令第17条第1項第9号)が、この改正について、次の事項に留意されたいこと。

(1) 給油又はこれに附帯する業務のための用途は、①給油取扱所の業務を行うための事務所 ②給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場 ③自動車等の点検、整備を行う作業場 ④自動車等の洗浄を行う作業場 ⑤給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所 とされた(規則第25条の4第1項)が、この取扱いについては、次によること。

ア ①から⑤までに掲げる用途以外の用途、例えば、①又は⑥の事務所以外の事務所、長距離トラック運転手用の簡易宿泊所、給油取扱所の従業員の寄宿舎等の用途は認められないものであること。

イ ①から⑤までに掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に從属する部分(例えば、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室、応接室等)を含むものであること。

ウ ⑤の店舗、飲食店又は展示場は、給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所出入する者を対象とするものであり、キャバレー、ナイトクラブ、ぱちんこ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの、理容室、美容室等は、主とし

てこれらの者以外の者を対象とすることが明らかであるので、⑥の用途からは除かれるものであること。また、⑥の用途に供する部分においては、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものであること。

なお、⑥の用途に供する部分であると認められる限り、⑥の用途が対象として想定している者以外の者がこの部分にたまたま出入することは、さしつかえないものであること。

エ ⑥の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入できる位置に設けること。

オ 今回の改正により給油取扱所には建築物以外の工作物、例えば立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場、大規模な広告物等の設置は認められないものであること。

(2) (1)の①、②及び⑤の用途に係る部分の床面積の合計は、300平方メートル以下としなければならないものとされた(規則第25条の4第2項)が、この取扱いについては、次によること。

ア 床面積の算定については、(1)のイ及びエによる結果、原則として建築物の延べ面積から水平・垂直遮断された部分及び自動車等の洗浄を行う作業場の部分の床面積の合計を差し引いた面積となるものであること。

なお、建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定については、(1)の①、②及び⑤の用途に係る部分に相当すると認められる部分(壁によって区画されている部分に限る。)の床面積の合計とするものであること。この場合において、第3の4の灯油用固定注油設備の離隔距離、第3の7の附着設備、第4の1の駐車等の場所、第4の2の物品の販売等の業務の場所等



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

スプリンクラー設備

ドレンチャーレ設備

泡消火設備

ガス消火設備

粉末消火設備

自動火災報知設備

避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけ  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和高会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号  
〒550 電話(06)443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06)707-3341



- の規制に際しては床面積の算定に加えられた部分を建築物の部分として取り扱うことに留意されたいこと。
- イ 建築物の配置、出入口の位置等については、上記の面積制限に適合する限り、火災予防上明らかに危険であると認められる事例について消防機関が所要の指導を行う場合を除き、特に制限はないものであること。
- ウ 既設の給油取扱所に設ける建築物のうち、(1)の①、②及び③の用途に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超えているものについては、昭和62年4月30日におけるこれらの用途に係る部分の床面積の合計を超えて増改築等を行ってはならないものであること。(改正規則附則第3項)
- (3) 灯油用固定注油設備が設けられている油庫は、(1)の①から⑤までに該当しないものであるが、現に設置されているものに限り、令第23条を適用して設置を認めるものとすること。したがって、当該油庫は、(2)の面積制限の対象に含まれないものであること。

#### 6 建築物の構造

給油取扱所に設ける建築物のうち自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場に係る部分に設ける自動車等の出入口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなくてもさしつかえないものであること。(令第17条第1項第10号) また、給油取扱所に設ける建築物のうち事務所その他火気を使用するものは、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場に係る部分を除き、次のすべてに適合する構造とすることとされたこと。(令第17条第1項第12号及び規則第25条の4第4項)

ア 出入口は、隨時開けることができる自動閉鎖のものとすること。

イ 犬走り又は出入口の敷居の高さは、15センチメートル以上であること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。(改正規則附則第2項)

#### 7 附隨設備

給油取扱所に設ける設備のうち、附隨設備は、従来どおり個別に定められている位置、構造又は設備の基準に基づき設けるものである(令第17条第1項第15号)が、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 附隨設備とは自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備及び混合燃料油調合器をいうものであること。(規則第25条の5第1項)
- (2) 自動車等の洗浄を行う設備とは、蒸気洗浄機及び洗車機をいうものであり、従来の蒸気洗浄機に加えて門型洗車機、箱型洗車機その他の洗車機が附隨設備に含まれることとされたこと。

自動車等の洗浄を行う設備のうち、蒸気洗浄機は、その位置について固定給油設備から蒸気洗浄機の囲いが4メートル以上離れた場所に設けることとされたほかは従来どおりの取扱いであること。また、洗車機は、建築物の内部に設ける場合を除き、その位置について固定給油設備から4メートル以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所に設けることとされたこと。(門型洗車機については、可動範囲までの距離とすること。

(規則第25条の5第2項第1号) このほか、自動車等の洗浄を行う設備については、危険物保安監督者、危険物取扱者等が十分に管理することができる範囲で設けるよう指導すること。

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。(改正規則附則第2項)

- (3) 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト(油圧式・電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイルバランサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであり従来のオートリフトに加えてこれらの設備が附隨設備に含まれることとなるものであること。

自動車等の点検・整備を行う設備は、建築物の内部に

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

**GIKEN**

TEL 06(358)9467(代表)

**株式会社技研**

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

設ける場合を除き、その位置について固定給油設備から4メートル以上、かつ、道路境界線から2メートル以上離れた場所に設けることとされたこと。（規則第25条の5第2項第2号イ）

なお、既設の給油取扱所のうちこの基準に適合しないものについては、従前の例によるものであること。（改正規則附則第2項）

また、自動車等の点検・整備を行う設備のうち、油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、前述の基準に加え、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすることとされた（規則第25条の5第2項第2号ロ）が、この取扱いについては、次によること。

ア 危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導すること。

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超える100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超える250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超えるもの	2.0ミリメートル以上

イ 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

(4) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備（例えば、電動式オートリフト等の地盤面又は床面からの高さ60センチメートル以下の部分の電気設備）は、防爆構造とすること。

(5) 附隨設備は、空地外の場所に設けること。

### 8 附隨設備以外の設備

今回の改正により、給油取扱所に設ける附隨設備以外の設備については、給油に支障がないと認められる範囲に限り設けてもさしつかえないものとされた（令第17条第1項第16号）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

(1) 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断はもっぱら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることもさしつかえないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けてさしつかえないものであること。

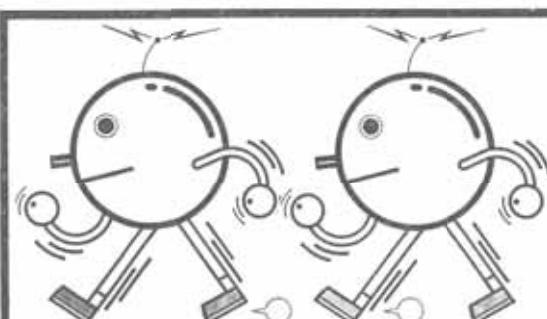
(2) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける設備の電気設備は、防爆構造とすること。

(3) このほか、厨房設備等の火気を使用する設備については火災予防条例の関係部分の例によるものであること。

### 第4 貯蔵又は取扱いの基準に関する事項

#### 1 駐車等の場所

今回の改正により、自動車等に給油するときは、固定給油設備から4メートル以内の部分（建築物内の部分を除く。）において、移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するときは、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5メートル以内の部分において、他の自動車等が駐車すると禁ずるとともに、自動車等の点検・整備又は洗浄を行わないこととされた（令第27条第6項第1号ト及び規則第



## ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ  
さらに未来に向ってハイテク防災空間を拡げつつあるヤマト。  
防災のトータルプランナーとして、確実に前進をしています。

[ 消火装置 ] [ 消火器 ] [ 警報装置 ] [ 避難設備 ] [ 各種防災機器 ]

●防災のトータルプランナー

**YAMATO**

ヤマト消防器株式会社

SINCE 1910

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06)976-0701代

■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代

40条の3の2)が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあって直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地内にあり係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。また、あらかじめ固定給油設備から4メートル以内の部分、専用タンクの注入口から3メートル以内の部分及び専用タンクの通気管から1.5メートル以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き当該駐停車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。
- (2) 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス（蒸気洗浄機、洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう。）を含まないものであること。

(3) このほか、自動車等の点検・整備については、みだりに火気を使用しないこと（令第24条第2号）とされていること等を踏まえ、次によるものとすること。

- ア スパークプラグテスターによる点検は、建築物内で、かつ、床面から60センチメートル以上の高さの位置で行うものとすること。
- イ バッテリー充電は、充電の際の端子接続位置が、建築物内の床面又は空地の舗装面から60センチメートル以上の高さとなる位置において行うものとすること。
- ウ このほか、火気を使用する方法又は火花を発するおそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、建築物内で、かつ可燃性蒸気の流入しない構造の区画した部分において行うものとすること。
- エ オイルフィルター等の部品の洗浄は、軽油等の揮発性の少ない洗浄油を用いて行うものとすること。
- オ 可燃性蒸気を発するおそれがある方法により自動車等の点検・整備を行う場合については、十分な換気を行いうものとすること。

- (4) なお、既設の給油取扱所のうち固定給油設備から4メートル以内の部分に蒸気洗浄機、洗車機又は自動車等の点検・整備を行う設備を有するものについて、当該設備を用いて自動車等の点検・整備又は洗浄を行う場合は、当分の間、規則第40条の3の2第1号の規定は適用しないものとすること。

## 2 物品の販売等の業務の場所

物品の販売等の第3の5(1)(2)の店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務は、次の場合を除き、建築物外の場所及

び建築物内の2階以上の場所で行わないこととされたこと。（令第27条第6項第1号リ及び規則第40条の3の3）

ア 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階においてこれらの業務を行う場合。容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物とは、建築物の2階から建築物外の場所を通ることなく安全に給油取扱所の敷地外へ避難することができる構造等を有する建築物をいうものであること。

イ 建築物の周囲に設ける犬走りのうち出入口の近傍の部分においてタイヤ等の物品を展示する場合

### 3 係員以外の者の出入

給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずることとされたこと。

（令第27条第6項第1号ヌ）係員以外の者を出入させないため必要な措置とは、給油の営業時間外に、給油取扱所の道路境界線にロープ、チェーン等を展張するほか、店舗における物品の販売、コイン洗車機による自動車等の洗浄等の係員以外の者が出入すると認められる業務を行わないことをいうものであること。

### 第5 予防規程に関する事項

今回の改正により、給油取扱所（航空機給油取扱所、自家用給油取扱所及び船舶給油取扱所を除く。）においては、予防規程を定めることとされた（令第37条及び規則第61条）が、この改正については、次の事項に留意されたいこと。

- (1) 給油取扱所の予防規程に定める事項は、別添（省略）のとおりであること。
- (2) 給油取扱所における危険物の保安の監督をする者の職務を代行する者（規則第60条の2第1項第2号）については、昭和65年4月30までの間、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がいない場合には丙種危険物取扱者をもって充てができるものとすること。

### 第6 その他に関する事項

- (1) 給油取扱所において、その従業員のうち、危険物取扱者の氏名を建築物内の適当な場所に掲示するよう指導すること。

- (2) 既設の給油取扱所において、従前の例によるものとされている基準に係る設備の取替え等が行われた場合には、新しい基準に適合させるなどの所要の安全対策を講ずるよう指導すること。

- (3) 灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準について（昭和39年3月4日付け自消丙予発第16号消防庁予防課長通知）、灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準の細則について（昭和39年7月23日付け自消丙予発第70号消防庁予防課長通知）及び給油取扱所の業務範囲等について（昭和42年11月2日付け自消丙予発第92号消防庁予防課長通知）は、廃止する。